

平成 30 年度 12 月補正予算(案)の概要

I 予算の規模

	現計予算額	今回補正額	補正後の額	前年同期比
一般会計	20,365,640 千円	1,520,945 千円	21,886,585 千円	△ 4.0%
特別会計	8,416,806 千円	千円	8,416,806 千円	△ 24.7%
企業会計	9,072,386 千円	9,146 千円	9,072,386 千円	39.0%
合計	37,854,832 千円	1,530,091 千円	39,384,923 千円	△ 2.8%

II 歳出予算の主な事業

(単位：千円)

一般会計

- 【新】 ・ 本庁舎整備事業費 33,000 (監 理)
本庁舎の増築及び耐震改修に係る設計並びに地質調査
【債務負担行為】 46,200 千円(H31)
- ・ へぐら航路造船事業費 5,991 (企 画)
建造中新船の内装及び設備の仕様変更等
- ・ 電算管理費 17,500 (企 画)
基本ソフトのサポート終了に伴う事務用パソコンの更新
- ・ 障害児給付費 11,359 (福 祉)
サービス給付費の実績見込みによる増額
- ・ 三世代ファミリー同居・近居促進事業費 1,700 (福 祉)
実績見込みの増による
- ・ 有害鳥獣対策事業費 30,000 (農林水産)
イノシシ捕獲見込数の増による
- ・ 産地パワーアップ事業費 67,500 (農林水産)
地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置
付けられている農業者等の生産体制の強化や集出荷機能の改善に
向けた取組を支援
対象施設：乾燥調整施設 交付先：粟蔵水稻株式会社

- 漁業経営構造改善事業費 1,413 (農林水産)

【新】輪島港船揚場レール改修に対する補助
交付先: 石川県漁業協同組合輪島支所
- 現年発生農業用施設補助災害復旧事業費 174,817 (農林水産)

台風 21 号ほか豪雨等により被災した農地・農業用施設の復旧費
農地 61 件、施設 56 件
国補助率: 農地 50%、施設 65%
受益者: 農地 3%、施設 2%
※ 現計見込計上額と必要額との差額
- 現年発生林道補助災害復旧事業費 43,386 (農林水産)

台風 21 号ほか豪雨等により被災した林道の復旧費(8 件)
国補助率: 奥地幹線 65%、その他 50%
受益者: 2%(集落占用のもの)
※ 現計見込計上額と必要額との差額
- 能登・門前ファミリーイン ビューサンセット等管理費 7,000 (観光)

じんのびの湯湯揚湯動力ポンプ及びケーブル、ビュー・サンセット施設
内高圧ケーブル等の劣化による入替工事
- 鴨ヶ浦魅力創出事業費 10,000 (観光)

鴨ヶ浦公衆トイレ改修工事
- 道路橋梁整備事業費 125,420 (土木)

河原田川沿岸の市街地周遊ルート整備等
舗装改修、防護柵整備
【線越明許費】100,000 千円
- 現年発生土木施設補助災害復旧事業費 240,370 (土木)

台風 21 号ほか豪雨等により被災した土木施設の復旧費
道路 19 件、河川 21 件
国負担率: 66.7%
※ 現計見込計上額と必要額との差額
- 空家等対策事業費 98,000 (都市整備)

危険空家、公共施設の解体に係る工事費等
- 都市再構築戦略事業費 518,450 (都市整備)

本町宅田線整備に係る補償及び土地購入等
【線越明許費】501,000 千円
- 公営住宅ストック総合改善事業費 20,795 (都市整備)

青葉ヶ丘住宅 F 棟改修等

<ul style="list-style-type: none"> • 小学校空調設備整備事業費 <li style="padding-left: 20px;">空調設備の整備 <li style="padding-left: 20px;">【繰越明許費】 160,000 千円 <li style="padding-left: 20px;">【債務負担行為】 147,000 千円(H31) 	160,000 (庶 務)
<ul style="list-style-type: none"> • 中学校空調設備整備事業費 <li style="padding-left: 20px;">空調設備の整備 <li style="padding-left: 20px;">【繰越明許費】 104,000 千円 	104,000 (庶 務)
<ul style="list-style-type: none"> • 県議会議員選挙費 <li style="padding-left: 20px;">石川県議会議員選挙に係る経費 <li style="padding-left: 40px;">任期満了日:平成 31 年 4 月 29 日 <li style="padding-left: 40px;">告示予定日:平成 31 年 3 月 29 日 <li style="padding-left: 40px;">執行予定日:平成 31 年 4 月 7 日 	7,760 (選 管)

Ⅲ 給与費等の補正

人事院勧告に準じた給与改定措置の実施等によるもの

1 主な内容

- (1) 民間給与との格差(0.16%)を埋めるため給与月額の水準を引上げ(平成 30 年 4 月から遡及適用)
- (2) 期末・勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引上げ (4.40 月分→ 4.45 月分)
- (3) 特別職、議会議員の期末手当について一般職に準じて支給月数を 0.05 月分引上げ

2 補正額

給与改定措置による影響額 18,518 千円(全会計)

一般会計補正額 △1,942 千円(うち給与改定措置によるもの 10,434 千円)